

健感発第 1216001 号
平成 17 年 12 月 16 日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザに係る医療を提供する体制の確保について

ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が高まっていることから、厚生労働省では、新型インフルエンザの発生及びまん延防止のため、本年 12 月に、鳥インフルエンザ等関係省庁連絡会議において決定した「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、所要の対策を講じているところである。

貴職におかれましては、国内での新型インフルエンザ発生に備えた医療提供体制の確保について協力いただきたく、貴団体傘下の医療機関等に周知いただくようお願ひいたします。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）の通り通知したことを申し添えます。

記

1. 新型インフルエンザが国内で発生した初期の段階では、症例に対する科学的知見が乏しいため、なるべく特定の医療機関に患者を集約させ科学的知見を得る必要がある。また、患者を特定の医療機関に集約させることにより、感染拡大を遅らせ、パンデミックが起こることを想定して十分な準備を行う時間を確保する効果も期待できる。

一方で、新型インフルエンザのまん延の危険性を考慮すると陰圧室（又は陰圧病

床)での対応が望ましいことから、貴団体傘下において、陰圧室等の設備がある医療機関については、積極的に協力していただきたいこと。

2. 新型インフルエンザの流行期（パンデミック期）には、新型インフルエンザがまん延し、患者数の増大が予想されるが、特に入院患者については、最大約10万人程度と推定されており、その病床の確保は必須である。

また、地域の医療機能維持の観点から、特殊医療・高度専門医療を行う病院など、新型インフルエンザ患者の一般外来及び入院に対応しない病院についても、あらかじめ確保する必要がある。

現在、都道府県では、このような場合における医療の確保を行っているところであるが、貴団体傘下の医療施設においても、都道府県等と連携し、入院医療等について、積極的に協力していただきたいこと。